

平成 2 2 年

第 1 回市議会定例会 議案第 3 8 号

小学生および中学生の公の施設の使用料の特例に関する条例
の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
小学生および中学生の公の施設の使用料の特例に関する条例の施行に
伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

平成 2 2 年 2 月 2 6 日提出

函館市長 西 尾 正 範

小学生および中学生の公の施設の使用料の特例に関する条例
の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(函館市都市公園条例の一部改正)

第 1 条 函館市都市公園条例 (昭和 3 3 年函館市条例第 5 号) の一部を
次のように改正する。

別表 5 1 の表中

	学生 生徒 児童	1 日	1,800	入場料の最高額 の 6 0 人分に相 当する額	
		半日	1,050		
摘 要		市内の学校に在学する生徒 (高等学校 , 特別支援学校の高等部および専修学校に在学する者を除く。以下同じ。) もしくは児童または市外の学校に在学する生徒もしくは児童で市内に居住するものが , 土曜日 (国民の祝日に関する法律 (昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号) に規定する休日ならびに市立小学校および市立中学校の夏季 , 冬季 , 学年末および学年始における休業日に当たる日を除く。) に千代台公園陸上競技場を個人で使用する場合は , 1 日の使用料を無料とする。			

「	学生 生徒 児童	1日	1,800	入場料の最高額 の60人分に相 当する額	」
		半日	1,050		

改める。

(函館市重要文化財旧函館区公会堂条例の一部改正)

第2条 函館市重要文化財旧函館区公会堂条例(昭和58年函館市条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表摘要の項第1号中「6歳に満たない」を「小学校就学前の」に改め、同項第2号中「市内」を「市の区域内」に改め、同項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

(函館市北方民族資料館条例の一部改正)

第3条 函館市北方民族資料館条例(平成元年函館市条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表摘要の項第1号中「6歳に満たない」を「小学校就学前の」に改め、同項第2号中「市内」を「市の区域内」に改め、同項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

(函館市文学館条例の一部改正)

第4条 函館市文学館条例(平成4年函館市条例第49号)の一部を次のように改正する。

別表摘要の項第1号中「6歳に満たない」を「小学校就学前の」に改め、同項第2号中「市内」を「市の区域内」に改め、同項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

(市立函館博物館条例の一部改正)

第5条 市立函館博物館条例(昭和27年函館市条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表摘要の項第1項第2号中「市内」を「市の区域内」に改め、同表摘要の項第1項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

(函館市北洋資料館条例の一部改正)

第6条 函館市北洋資料館条例(昭和57年函館市条例第17号)の一

部を次のように改正する。

別表摘要の項第 1 号中「6 歳に満たない」を「小学校就学前の」に改め、同項第 2 号中「市内」を「市の区域内」に改め、同項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とする。

(函館市地域体育施設条例の一部改正)

第 7 条 函館市地域体育施設条例 (平成 1 6 年函館市条例第 1 2 6 号) の一部を次のように改正する。

別表第 4 1 の表中

小学生・中学生・高校生	1 0 0 円
摘 要	市の区域内の学校に在学する小学生または中学生で市の区域外に居住するものが、土曜日 (国民の祝日に関する法律 (昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号) に規定する休日ならびに市立小学校および市立中学校の夏季、冬季、学年末および学年始における休業日に当たる日を除く。別表第 5 において同じ。) に使用する場合は、無料とする。

小学生・中学生・高校生	1 0 0 円
-------------	---------

改める。

別表第 5 中

小学生	1 0 0 円	1 , 0 0 0 円
摘 要	市の区域内の学校に在学する小学生もしくは中学生または市の区域外の学校に在学する小学生もしくは中学生で市の区域内に居住するものが、土曜日に使用する場合は、無料とする。	

小学生	100円	1,000円	に
-----	------	--------	---

改める。

(函館市民体育館条例の一部改正)

第 8 条 函館市民体育館条例 (昭和 4 9 年函館市条例第 7 0 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

	小学生・中学生	60	60	60	市内の学校に在学する者または市外の学校に在学する者で市内に居住するものが、土曜日 (国民の祝日に関する法律 (昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号) に規定する休日ならびに市立小学校および市立中学校の夏季、冬季、学年末および学年始における休業日に当たる日を除く。) に使用する場合は、無料とする。	を
	小学生・中学生	60	60	60		に

改める。

附 則

この条例は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

小学生および中学生の公の施設の使用料の特例に関する条例の施行に伴い規定を整備するため